

(参考)

22 地福監第 49 号
平成 22 年 (2010 年) 9 月 17 日

市町村介護保険担当部 (課) 長
広域連合介護保険担当部 (課) 長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

地域密着型サービス (小規模多機能居宅介護及び認知症対応型共同生活介護)
外部評価を実施したものとする基準日について (通知)

日ごろから、本県における福祉行政の推進のため、格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、地域密着型サービス外部評価制度については、「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) に係る第三者評価実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施しており、標記の基準日については、平成 22 年 1 月 15 日付け 21 地福第 470 号により実施要領の第 6 条第 4 項に規定する「評価確定日」としてあります。

しかしながら、本年度の末ごろに外部評価の実施を予定している事業所は、下記 1 のとおり評価確定日が翌年度になる可能性があり、下記 2 のとおり外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とすることができる要件に影響するおそれがあります。

については、下記 3 のとおり基準日に特例を設けますので御承知いただくとともに、貴職が指定及び監督を行っている小規模多機能居宅介護事業者及び認知症対応型共同生活介護事業者に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

記

1 基準日が翌年度になる事例

- (1) 2～3月に訪問調査を実施するが、訪問調査日から評価結果の確定までに一定の時間を要するため評価確定日が翌年度となる。
- (2) 感染症のまん延等やむを得ない理由のために外部評価の実施が延期され、評価の確定日が翌年度となる。

2 継続実施回数への影響

実施要領第 8 条第 1 項の規定により、過去に外部評価を 5 年間継続して実施している事業所で一定の要件を満たす場合には、外部評価の実施回数を 2 年に 1 回とすることができるが、評価確定日が翌年度となると当年度は外部評価を実施しなかったこととなり、過去の実施回数が継続したものとならなくなる。

3 基準日の特例

- (1) 2～3月に、介護サービス情報の公表（注）の調査と同一日に訪問調査を実施するために評価確定日が翌年度となる場合、実施要領第5条に規定する「訪問調査日」をもって基準日とみなす。（単独で外部評価を実施する場合は、原則どおり、「評価確定日」を基準日とする。）
- (2) 感染症等のまん延等やむを得ない理由によって外部評価の実施が延期され評価確定日が翌年度となる場合、事業所と評価機関との「評価契約締結日」を基準日とみなす。

(注) 「介護サービス情報の公表」については次のアドレスを参照してください。

<http://aaa.nsyakyo.or.jp/kaigosip/b00-08.html>

本県では、標記の事業所は外部評価の訪問調査と介護サービス情報の公表の調査の受入れを同一日に実施できることとしています。

担	当	長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査室
	(室長)	塚田 吉彦 (担当) 南塚 大
電	話	026-235-7127
F	A	X 026-235-7485
電	子	メール fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp